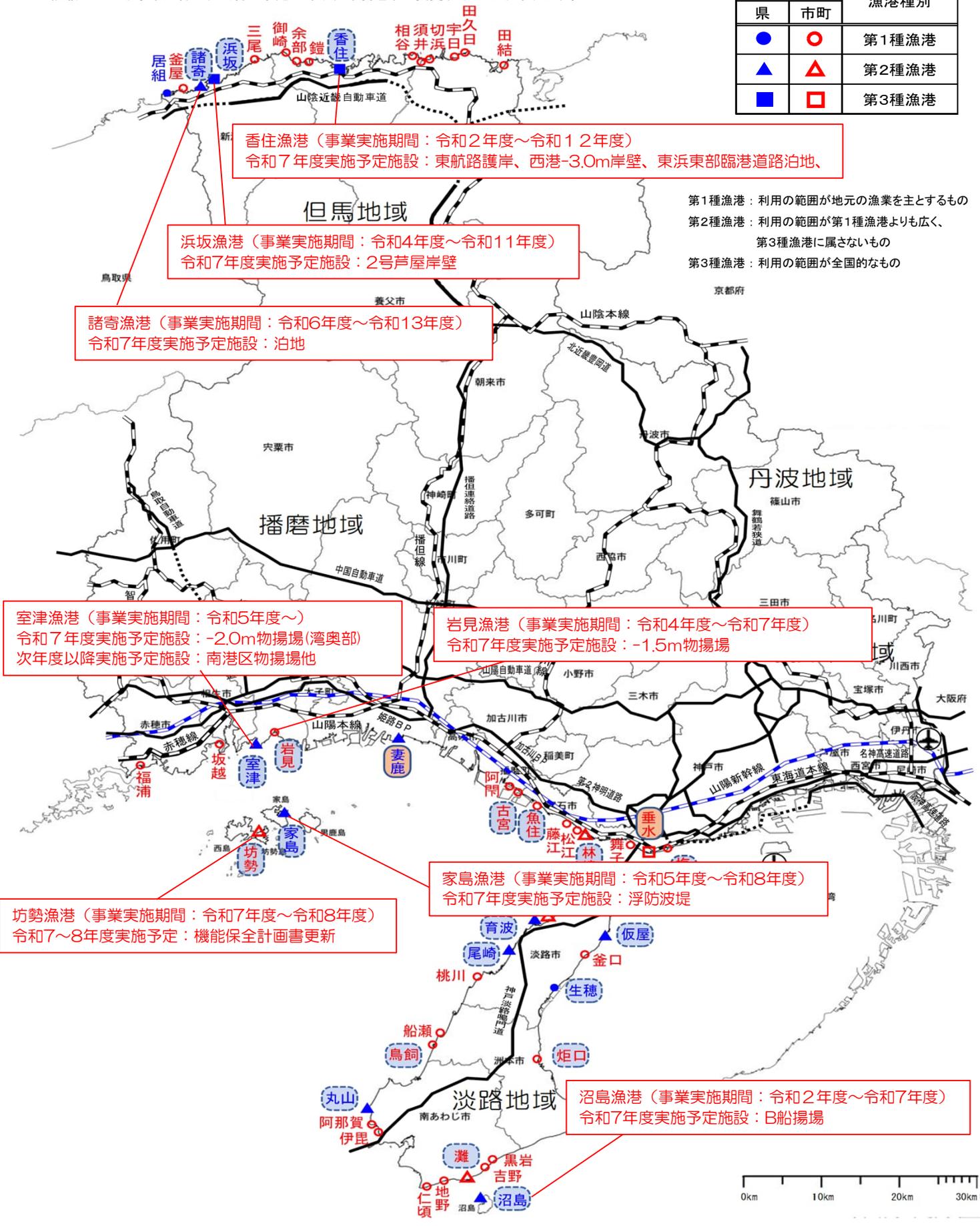


# 【兵庫県】水産物供給基盤機能保全事業実施箇所図

※記載している事業内容は、当初の予定であり、年度途中で変更することもあります。

管理者区分		漁港種別
県	市町	
●	○	第1種漁港
▲	△	第2種漁港
■	□	第3種漁港



**香住漁港**（事業実施期間：令和2年度～令和12年度）  
令和7年度実施予定施設：東航路護岸、西港-3.0m岸壁、東浜東部臨港道路泊地、

**浜坂漁港**（事業実施期間：令和4年度～令和11年度）  
令和7年度実施予定施設：2号芦屋岸壁

**諸寄漁港**（事業実施期間：令和6年度～令和13年度）  
令和7年度実施予定施設：泊地

**室津漁港**（事業実施期間：令和5年度～）  
令和7年度実施予定施設：-2.0m物揚場(湾奥部)  
次年度以降実施予定施設：南港区物揚場他

**岩見漁港**（事業実施期間：令和4年度～令和7年度）  
令和7年度実施予定施設：-1.5m物揚場

**坊勢漁港**（事業実施期間：令和7年度～令和8年度）  
令和7～8年度実施予定：機能保全計画書更新

**家島漁港**（事業実施期間：令和5年度～令和8年度）  
令和7年度実施予定施設：浮防波堤

**沼島漁港**（事業実施期間：令和2年度～令和7年度）  
令和7年度実施予定施設：B船揚場

第1種漁港：利用の範囲が地元の漁業を主とするもの  
第2種漁港：利用の範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さないもの  
第3種漁港：利用の範囲が全国的なもの

